

再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置申込みのご案内

東日本大震災（地震災害および原子力災害）で著しい被害を受けた方におかれましては、お申し出にもとづき、平成24年8月分から平成25年4月分の電気料金に適用される「再生可能エネルギー発電促進賦課金」が全額免除となる減免措置が設けられております。減免措置の適用範囲およびお申込み方法等は以下のとおりです。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金と併せて、平成24年8月分から平成25年4月分の電気料金に適用される太陽光発電促進付加金も全額免除されます。

1. 適用範囲と必要書類

地震災害について

【適用の範囲】

東日本大震災に伴う地震災害（津波を含む）により事務所・住居等が被害を受けた方

【申請に必要な書類】

○ 被災場所を管轄する市区町村等が発行した建物の被害概況が記された書類（罹災証明書など）※の写し

○ 再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置申込書

※建物被害の記載がない高速道路無料化のために発行された証明書等による減免申込みはできません（減免対象外となります）ので、ご注意ください。

原子力災害について

【適用の範囲】

福島第一原子力発電所事故により、警戒区域等※から弊社供給エリアにご避難された方

※「警戒区域等」とは再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免措置を定める法律において警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域・特定避難勧奨地点と規定されています。

【申請に必要な書類】

○ ご避難される前の住所の記載がある書類（住民票・免許証・保険証・パスポート・公共料金の請求書など）の写し

○ 再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置申込書

2. お申し込み方法

減免措置を希望される方におかれましては、「再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置申込書」に必要書類を添付のうえ、お早めに、最寄りの東京電力までご郵送いただくか、最寄りの東京電力窓口へお持ちいただきますようお願い申し上げます。

※ 最寄りの東京電力につきましては、弊社ホームページ上の「事業所検索」より検索いただきますようお願いいたします。

＜事業所検索URL＞

<http://www.tepco.co.jp/town/custom/eigyo/token-j.html>

3. お問い合わせ

＜再生可能エネルギー買取制度に関するお問い合わせ＞

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 再生可能エネルギー推進室

電話：0570-057-333

受付時間 9：00～20：00（土・日・祝日は除く）

※ PHS、IP電話からは、03-5520-5850におかけください。

＜減免措置の手続に関するお問い合わせ＞

弊社ホームページ上の「カスタマーセンター検索」より、最寄りのカスタマーセンターを検索のうえ、お電話いただきますようお願いいたします。

＜カスタマーセンター検索URL＞

<http://www.tepco.co.jp/info/custom/center/index-j.html>